

相続した空家や空地等について、お困りのことはありませんか？

令和6年4月から**相続登記**が義務化されています

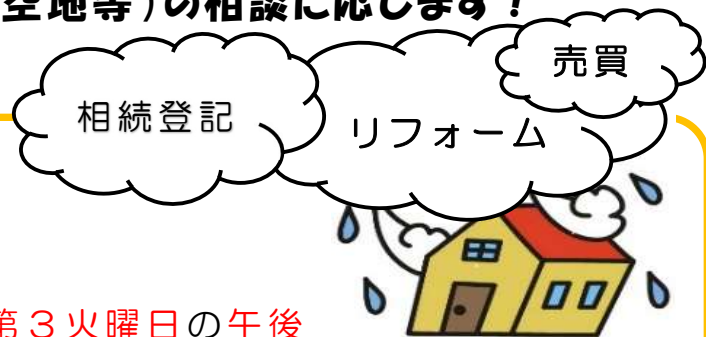
空家等相談会

を実施します(無料)

各分野の専門家が空家等(空家・空地等)の相談に応じます！
お気軽にご相談ください！

相談会の概要

- 日 時** 毎月 第1火曜日・第3火曜日の午後
(閉庁日を除きます。相談時間は1組1時間以内です。)
- 会場** 新宿区役所本庁舎7階15番窓口
- 対象** 新宿区内にある 空家等の所有者 及び所有者の関係者
- 相談事項** 空家等の維持管理や利活用に関する事項
(相続登記・リフォーム・売買など)
- 相談員** 弁護士・司法書士・建築士・不動産専門家
(相談分野に応じた相談員が相談に応じます。)



申込み方法(事前予約制)

- 相談会は 事前予約制 です。
- 申込み期限は各相談日の 2週間前まで となります。
- 先着順 で定員になり次第締め切りとなります。
- 会場の都合等により中止する場合があります。
- 下記の申込み窓口又は電話でお申込みください。



相談会についてご不明な点がございましたら、下記窓口へお問い合わせください。

《申込み窓口》

新宿区役所(新宿区歌舞伎町一丁目4番1号)

- ・都市計画部 住宅課(区役所本庁舎7階 15番窓口)

電話: 03(5273)3567 FAX: 03(3204)2386

- ・環境清掃部 ごみ減量リサイクル課 まち美化係(区役所本庁舎7階 10番窓口)

電話: 03(5273)4267 FAX: 03(5273)4070